

高齢福祉分野における「対人支援のための記録入門研修」 開催要領

1.研修目的

対人支援において、利用者本位の質の高いケアを継続して提供するために、「記録」は援助者が習得すべき重要な技術のひとつです。

介護の質の向上をめざすために必要な『利用者のため』の記録とは何かという視点から、基本的な記録の意義・目的を理解し、記録の重要性とサービス提供の関係性を再確認するとともに、効果的な記録方法を習得することを目的に実施します。

2. 対象者および定員等

次の(1)～(3)の全てに該当する方を対象とします。

- (1)滋賀県内の高齢福祉分野の事業所において介護職として従事している方
- (2)全日程(2日間)の研修に参加が可能な方
- (3)次の「対象者 A」または「対象者 B」に該当する方

対象者 A(新任期の方) ※以下①②の要件を満たす方	定員 20 名程度
①滋賀県内の高齢福祉分野の事業所にて介護職としての経験が概ね3年未満の方 ②所属先において、本研修に関する報告や伝達の機会の確保等、上司・同僚の協力が得られる方	
対象者 B(新任期以外の方) ※以下①②の要件を満たす方	定員 5名程度
①滋賀県内の高齢福祉分野の事業所にて介護職としての経験が概ね3年以上の方 ②所属先で記録に関する指導や助言を行おうとする方	

<留意点>

本研修では、新任期にある方(対象者 A)を主な対象として開催します。新任期以外の方(対象者 B)にも同時にご受講いただけますが、研修内容は新任期にあたる方を対象とした研修となりますことを予めご承知おきください。

3.研修日程等 (受付開始 9:00、オリエンテーション 9:20～)

日 程		内 容	講 師
1日目	令和7年 9 月 11 日(木) 9:30～12:30 【3時間】	【講義・演習】 記録の目的・意義 記録に関わる基本的な知識 対人支援者としての心構え 等	社会医療法人 誠光会 医療と介護の相談窓口 滋賀県介護支援専門員連絡協議会 監事 森本 清美 氏
2日目	令和7年 10 月9日(木) 9:30～12:30 【3時間】	【講義・演習】 記録についての振り返り 効果的な記録方法について 等	

*研修 1 日目終了後に、研修2日目に向けた課題があります。詳細は第 1 日目の受講時にご案内します。

4.受講料

3,480 円(2 日間 6 時間分) 受講料振込後は、原則として返金できません。

※受講決定後、指定する口座に期日までにお支払いください。

5. 申込期間および申込方法等

申込期間:令和7年7月1日(火)～7月25日(金)

申込方法:滋賀県社会福祉研修センター研修管理システム(以下、「研修システム」という。)より

施設・事業所登録後、当該研修の「詳細」からお申込みください。

研修管理システム URL⇒ <https://www.shakyo-kensyu.jp/shiga/>



* 申込期間内であっても定員に達し次第、受付を終了いたします。なお、定員を超過した場合、同一事業所で複数申込された際は、人数調整をお願いすることがあります。また、研修の主旨を鑑み、受講決定については、経験年数等を考慮させていただくことがありますことを予めご了承ください。

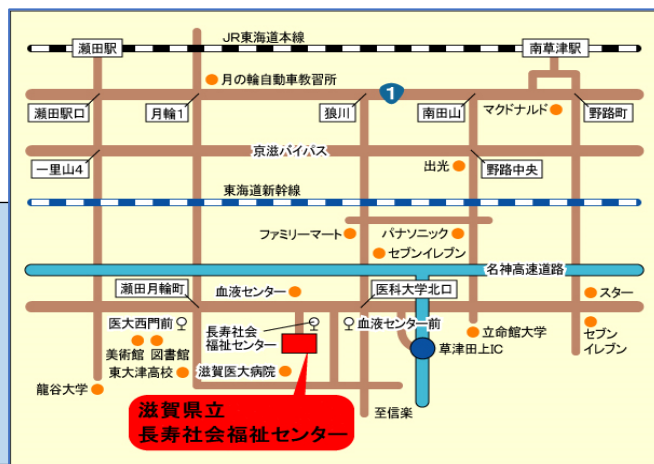
6.受講決定について

募集締め切り後、およそ1週間～10日後に、研修システムより予めご登録いただいたメールアドレス宛に、受講の可否をお知らせします。なお、定員超過等、ご希望に添えない場合についても、個別にメールにてご連絡いたします。

7.会場

〒525-0072 草津市笠山 7 丁目 8-138
滋賀県立長寿社会福祉センター内

- JR 瀬田駅からバスで約15分
- JR 南草津駅からバスで約20分
- 草津田上 IC から約5分
- * 駐車場のスペースには限りがありますので、公共交通機関のご利用をお願いします。



8.修了証書の発行について

本研修の全日程を修了された方に、修了証書を発行します。

9. その他

気象状況による警報発令時や県から事業の自粛要請時、研修を延期または中止せざるを得ない場合等、研修システムによりお知らせします。

【申込・お問合せ先】

滋賀の縁創造実践センター

社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会 滋賀県社会福祉研修センター 担当 林

〒525-0072 草津市笠山 7 丁目 8-138

TEL 077-567-3927 FAX 077-567-3910